

石井町公民館使用料減免申請書

石井町教育委員会 殿

団 体 名

住 所 (又は事
務局所在地)

代 表 者 名

責 任 者

下記の条件により施行規則第8条に該当しますので、減免許可を
下さいますよう申請します。

記

1. 無 料

- イ. 町の執行機関、町議会等が行政目的のため使用するとき。
- ロ. 町又は公民館が共催して事業を行うとき。
- ハ. 分館を社会教育法10条に規定する社会教育団体が社会教育に関する事業を行うために使用するとき。
- ニ. 藍畠分館の老人憩い室を石井町老人クラブ連合会が使用するとき。
- ホ. 防災活動目的の団体グループが使用するとき。

2. 7割減免

- イ. 希望日時に分館を使用できない公民館活動目的の団体及びグループが中央公民館会議室AB室を使用するとき。
- ロ. 各地区の老人クラブに所属する団体（部）が老人クラブ活動として分館を使用するとき。

3. 5割減免

- イ. 公民館活動目的の団体及びグループが使用するとき。

-
- 1. 上記条件に該当するので許可する。
 - 2. 上記条件に該当しないので許可しない。

令 和 年 月 日

石井町教育委員会 印

申請責任者

殿